

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の 証明による被扶養者認定の円滑化について

(1) 対象者

続柄を問わず、事業主と雇用関係にある、既に認定されている被扶養者及び新たに認定を受けようとする者が対象となります。

なお、事業主と雇用関係にないフリーランスや自営業者等は対象となりませんが、フリーランス等としての収入の他、事業主からの給与収入の両方がある場合、勤務先からの給与収入が一時的な収入変動により増加したことにより基準額を超過した場合は対象といたします。

(2) 対象期間等

令和5年10月20日から連続2回まで（令和7年に見直し予定）

※本取扱いは令和7年に予定されている次期年金制度改正に向けての時限措置であり、同一の被扶養者について連続2回（2年）まで適用することができるものとされております。

(3) 一時的な収入変動について

事業所の他の従業員が退職（休職）したことにより、労働者の業務量が増加した場合や事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合等、主に時間外勤務（残業）手当等の増加や一時的な勤務日数（時間）の増加が一時的な収入変動に該当します。

なお、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合等、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動とは認められないためご留意いただくとともに、社会保険に加入することとなった場合は、収入額等に関わらず、扶養取消となります。

(4) 給与収入について（一時的な収入増加）

本組合の被扶養者認定基準において、アルバイト・パート等の給与収入がある被扶養者については、3ヶ月連続又は連続した3ヶ月の平均が月額基準額（108,334円未満）を超過した場合に扶養取消に該当するものと定めておりますが、一時的な収入変動に該当し、事業主から『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』（以下、「事業主証明書」という。）の証明を受けることができる場合は、被扶養者認定を継続できることといたします。

なお、この場合の収入確認については、令和6年度以降の扶養状況調査（検認）において行いますので、該当される場合は事前に勤務先の事業主へ証明の可否についてご確認ください。

なお、事業主証明書が提出できない場合は通常通り扶養取消となります。

また、1月から12月までの1年間を単位として計算いたしますので、事業主証明書が同年度内に複数回提出された場合は、まとめて1回と判断いたします。

(5) 提出書類

通常の提出書類と併せて以下の書類をご提出ください。

- ① 事業主証明書
- ② 雇用契約書